

公益社団法人空気調和・衛生工学会

免責規程

平成 25 年 7 月 11 日 理事会制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人空気調和・衛生工学会(以下「当法人」という。)の定款第 4 条に規定する事業を行うにあたり、公開するホームページ、発行図書、定期刊行物、委員会成果報告、シンポジウムテキスト、規格類(スタンダード、ガイドライン、マニュアル等)、技術報告、レポート、大会論文等(以下「情報発信類」という。)に関連する各種権利義務および当法人の免責事由について必要な事項を定め、利用者に対して当法人の責任範囲を明確にすることを目的とする。

第 2 章 全般

(利用者の同意)

第 2 条 利用者は、本規程ならびに著作権に関する当法人の規程を読了し、同意したうえでなければ、当法人が公開する情報発信類を利用することができない。
2 情報発信類の利用にあたっては、利用者が自己の責任において利用し、当法人に一切の請求をすることはできない。

(責任範囲)

第 3 条 当法人が公開する情報発信類の記載事項は、作成時点で可能な限り精査し提供するが、技術的・法的に不完全な記述や誤植が含まれる場合があり、記載事項に起因して障害が生じないことおよび利用結果が記載通りであることを保証するものではなく、当法人では責任を負わないものとする。
2 当法人は、法律上の瑕疵責任を含めて特定目的への適合性の保証、権利の侵害への保証を含む、いかなる明示もしくは黙示の保証責任も負わないものとする。
3 当法人は、内容もしくは使用にかかる損害の責任(直接的損害、間接的損害、派生的損害、逸失利益、情報システム上のプログラムおよびデータの損失などの無体物の損害などを含むいかなる損害に対する責任)を負わないものとする。

(情報発信類の変更)

第 4 条 当法人は、情報発信類の記載事項について正確性、最新性、継続性かつ適切な情報提供を行うため予告なく内容の変更を行う。

(許諾)

第 5 条 利用者は、情報発信類を利用する場合は、事前に当法人の承認を得る。ただし、当法人のホー

ムページ上の情報利用に関しては、第3章の規定による。当法人の事前の承認を得ることなく、情報発信類の一切の記載事項を複製、翻訳、翻案、改変、転載、転送、貸与、口述すること、送信可能化及び自動公衆送信などを利用すること、印刷物、電子メディアなどを使用すること、またはホームページやブログ、SNS(Social Networking Service)、メーリングリスト、電子掲示板などに掲示することなどは、媒体および方法のいかんに問わず禁止する。

- 2 当法人以外の第三者が当該情報の著作権等の知的財産権その他の権利を有する場合は、当法人が承認できない場合がある。

第3章 ホームページに関する事項

(ホームページ上の情報の公知性)

第6条 当法人のホームページは、インターネットに接続してパスワードなどのユーザ認証機能がついていないコンテンツについては公知の情報もしくは不特定多数の利用者の閲覧を前提とするものである。

(リンク)

第7条 当法人のホームページへのリンクに関しては、相手先を明示し、隠蔽もしくは錯誤のおそれのない方法でなされ、かつ、ウェブサイトが一般に公開されておりアクセス制限がかけられていない限り、当法人への連絡や許可願いを要しないものとする。

- 2 リンクの設定をする場合、当法人が提供するものであることを正しく認識できるように設定する。
- 3 当法人サイトからリンクが張られている場合であっても、当法人は利用者の利便性を図るためこれらを提供しており、リンク先のサイトを推奨しその内容を保証するものではない。
- 4 リンク先のサイトが営業行為、商業行為等に用いられている場合は、リンクを行わない。
ただし、ウェブサイト広告等は、ホームページ運用管理規程の規定による。

(利用範囲)

第8条 利用者は、著作権法、当法人の著作権規程その他の法令・規則の範囲内で、情報発信類の中の著作物を自由に利用することができる。利用者は、著作者の著作権および著作者人格権が侵害されることのないよう注意を払う。個人が商業目的に利用しない場合は、当法人が提供するコンテンツを改変しない条件で複製し私的に利用することができる。

- 2 当法人が提供するコンテンツを改変しない条件で当法人の会員が勤務する会社・団体内の会議資料として利用する場合、広義の私的利用の範囲に含まれると解釈し認める。ただし、広告や対外的に公開する営業資料、商業目的などに利用する場合は、広義の私的利用の範囲を超えるため、当法人の許諾を必要とする。
- 3 著作権法34条の規定により認可された教育機関(小・中・高等学校、大学等)が、教育目的に限り教室内等で配付するためコンテンツ等をダウンロードし、複製することを認める。会員制の有料教育サービスや学習塾などは著作権法第34条の適用を受けることはできない。
ただし、コンテンツ等を改変する場合は、当法人の承認を必要とする。

(禁止)

第 9 条 リンク元ページにおいてフレームを用いて当法人提供のコンテンツにリンクし、自コンテンツであるように見せかけるリンクは誤解を招くため禁止する。

2 当法人提供のコンテンツに含まれる一部の内容(画像等)を直接参照し、自コンテンツの一部として用いることも禁止する。

第 4 章 雜則

(改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、総務理事が起案し理事会の決議による。

附則

1. 本規程は、平成 25 年 7 月 11 日から施行する。